

岩手県告示第949号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人平和会	北上市村崎野12地割74番地28	デイサービスセンターおにやなぎ	北上市鬼柳町新井田45番地	平成27年9月30日
特定非営利活動法人く るみの家	九戸郡九戸村大字伊保 内第14地割21番地3	特定非営利活動法人宅 朗所くるみの家	九戸郡九戸村大字伊保 内第14地割21番地3	平成27年11月30日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人平和会	北上市村崎野12地割74番地28	デイサービスセンターおにやなぎ	北上市鬼柳町新井田45番地	平成27年9月30日